

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No.7

資料 No. 1 前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢等の変化について

資料番号	頁	質問	担当課	回答
1	3	児童福祉法改正により、R6年4月から市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務となりますが、現時点で設置を予定(確定?)している市町村はどれくらいあるか、把握しておられたら教えてください。	子ども家庭課	「こども家庭センター」の設置につきましては、現在、市町村において、国から示されているこども家庭センターガイドライン(案)等の範囲で、必要となる準備などを想定しながら、国の動きを注視しているところと承知しており、流動的ではあるものの、約3割の市町村が令和6年度の設置に向け準備していると聞いております。
1	8	同和問題の「社会情勢の変化等」では、令和5年6月28日に東京高裁の「全国部落調査」復刻出版差止裁判の控訴審判決において、憲法に基づく「差別されない権利」が初めて認められた点で画期的な判決と言われており、このことを記載してはどうか。	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・本件訴訟は現在上告中であるため、本件記載については、確定判決が出た段階で検討することが妥当ではないかと考えています。 ・参考 東京地裁判決 2021(令和3)年9月27日 東京高裁判決 2023(令和5)年6月28日 判決は、「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」としました。
1	9	患者等の「社会情勢の変化等」では、2020年から流行した新型コロナウイルス感染症において、感染者や家族、関係者に対する偏見差別事例が国などから報告されており、それについて記載してはどうか。	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応や経緯等については重要であるので、今後「社会情勢の変化等」の中に記載したいと存じます。
1	9	前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢に関し、ハンセン病問題で「該当なし」とありますが、令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)」が成立し、同年11月22日に公布・施行されています。また、「ハンセン病問題基本法」の対象に家族を加える改正も行われております。	健康推進課	<p>「前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢の変化について」に関し、次のとおり、修正します。</p> <p>法律・条例の制定及び改正の状況 【国における状況】 修正前 該当無し 修正後 ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年11月施行) ・国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るものとされた。 ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の改正(令和元年11月施行) ・ハンセン病をめぐる差別の解消を図るため、名誉回復の対象に家族が加えられた。 【計画制定及び改定の状況】 修正無し 【社会情勢の変化等】 修正無し</p>

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No.7

資料 No. 1 前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢等の変化について

資料番号	頁	質問	担当課	回答
1	9	<p>・ハンセン病問題の「法律・条例の制定及び改正の状況」の【国における状況】では、令和元年6月28日の家族訴訟判決を受けて、11月15日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されたこと、および令和元年11月22日に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、家族も被害救済の対象とされたことを記載してはどうか。</p> <p>・「計画制定及び改定の状況」の【国における状況】では、令和3年度に「ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会」が設置され、令和5年3月に報告書が取りまとめられ、地方自治体の取り組みの改善を含む9項目の提言がとりまとめられたことを記載してはどうか。</p> <p>・「社会情勢の変化等」では、回復者や家族が今もなお偏見差別にさらされている事例として、令和3年2月に、明治33年に長野県の警察署が作成した「癩(らい)病患者並血統家系調」がインターネットオークションに出品されるという事件が生じたことを記載してはどうか。</p>	健康推進課	<p>「前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢の変化について」に関し、次のとおり、修正します。</p> <p>法律・条例の制定及び改正の状況 【国における状況】 修正前 該当無し 修正後 ○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年11月施行) ・国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るものとされた。 ○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の改正(令和元年11月施行) ・ハンセン病をめぐる差別の解消の図るため、名誉回復の対象に家族が加えられた。</p> <p>【計画制定及び改定の状況】 ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書については、既に本県において、検証のうえで、施策展開している内容であるため、修正無し</p> <p>【社会情勢の変化等】 本件については、前回県民意識調査(令和元年8月)以前と行政文書の取り扱いを大きく変更するものではなく、社会情勢の変化等に当たらないため、修正無し</p>
1	11	<p>パートナーシップ宣誓制度は19都府県で導入しているとのことですが、岡山県はそこに入っていません。本県動静について検討の経緯が分かればご説明ください。</p>	人権・男女共同参画課	<p>令和6年2月1日に、和歌山県が新たに導入したことから、全国で20都府県が導入しております。本県としては、パートナーシップ宣誓制度については、まずは住民に身近な市町村において、環境が整ったところから徐々に広がっていくことが望ましいと考えているところであり、市町村(県内12市町が導入)の状況などを注視しているところです。</p>

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No.7

資料 No. 1 前回県民意識調査(令和元年8月)後の社会情勢等の変化について

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
1	15	<p>2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連採択されて以降、数々の行政文書等の中で、各企業・グループに「人権方針」・「人権デューデリジェンス（人権DD）」・「救済」の策定（構築）が求められています。（本審議会が労使関係や需給関係もシフトしているのであれば、の話ですが）県内企業・グループの人権方針策定状況や、県担当部局が行っている啓発等をご説明ください。</p>	<p>人権・男女 共同参画課</p>	<p>・「ビジネスと人権」に関する取組は、現在国において取り組まれています。県内の状況について法務局に確認しましたが、県内企業・グループの人権方針策定状況は把握してないとのことでした。</p> <p>・岡山労働局などとともに、県では公正採用選考人権啓発研修会を次のとおり開催しています。公正採用選考人権啓発推進員及び企業等の経営者（推進員選任事務所）を対象に、企業における人権問題についての正しい理解と認識を深め、公正な採用選考システムの確立と計画的・主体的な企業内研修の促進により、明るく働きやすい職場づくりの推進を図ることを目的として研修会を開催している。</p> <p>① 公正採用選考人権啓発推進員研修会 令和4年度実績 実施回数6回 参加事業所数 1,081 内容 講演「ハラスメントを生まないために～職場からつくる人権尊重社会～」</p> <p>② 経営者研修会 令和4年度実績 実施回数1回 参加事業所数 732 内容 講演「外国人労働者と人権」</p> <p><参考> 令和2年10月 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020～2025）関係府省庁連絡会議が作成 令和4年9月 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」</p>

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 2 第6次指針策定に向けた人権連からの要望事項について

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
2	1	<p><参考>のデータについて 主な質疑に指摘にあるように、二つのデータから県民意識が（良いように）変化しているとは言い難いのではないか。回答者の背景や特性によるクロス集計データから分析ができれば、大雑把な解釈は多少回避でき、回答から新たな課題も発見できるのではないだろうか。</p>	人権・男女 共同参画課	<p>本問と他の人権課題とのクロス集計についてのご提案ですが、従来、性別・年齢によるクロス集計は行っておりますが、新たに、他の人権課題とのクロス集計を行うとすれば予算の制約もありますので、慎重に検討させていただきたい。</p>

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 4 R6年度「人権問題に関する県民意識調査調査表」(案)

資料番号	頁	質 問	担当課	回 答
4	1	上記1に関連 問2の選択肢4つだけでは現状把握は難しい。例えば、「なぜそう思うのか」という理由が分かれば、「少なくなってきた」と思う根拠が適切なのか、そうでないのかが判断できるのではないだろうか。ただし、回答数が増えるため適切な回答が得られるかは分からない。	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・問2については、令和4年度に国が実施した「人権擁護に関する世論調査」（以下「国の世論調査」という）の設問を参考にしています。 ・「なぜそう思うのか」と理由を問う設問の設定については、場合分けなど設問数が多くなることなどから困難であると考えています。
4	2	問4の他人の人権を守っていますか、という質問ですが、どういう趣旨の質問で、どのような理由でこの質問を入れているのでしょうか。	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・この質問の趣旨は、他人の人権を尊重しているかどうかを問うことにより、回答者・県民の人権尊重意識を把握しようとするものです。 ・問3の「ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」の設問で岡山県での人権尊重意識の把握は可能と考えます。 ・令和4年度実施の国の意識調査では人権侵害の質問の次に「人権を侵害された場合の対応方法」を尋ねる設問があります。設問を対応方法に変更してはどうかと考えますが、経年変化を把握する必要もあることから、設問の必要性も含めご協議いただきたい。 <p><参考></p> <p>問4 あなたは、人権を侵害された場合にどのように対応すると思いますか。（✓はいくつでも）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 黙って我慢する <input type="checkbox"/> 2 相手に抗議する <input type="checkbox"/> 3 身近な人に相談する <input type="checkbox"/> 4 弁護士に相談する <input type="checkbox"/> 5 民間の相談窓口相談する <input type="checkbox"/> 6 法務局・人権擁護委員に相談する <input type="checkbox"/> 7 法務局・人権擁護委員以外の公的機関に相談する <input type="checkbox"/> 8 その他
4	3	「LGBT」⇒「LGBTQ」がよいのでは？ 「女性」⇒「女性・男性」あるいは「性差別」などにしては、いかがでしょうか。	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの県民意識調査では現指針に掲げる人権課題についての質問をしてきましたが、一般的な人権課題を問うものに変更してはどうかと考えますが、ご協議いただきたい。
4	4	「女性に関する事柄で」⇒男性が男性ゆえに人権を侵害される場面、DV、デートDV、セクハラ、性暴力、育休がとれない…などに関する質問項目をどこかに入れて下さい。	人権・男女 共同参画課	<p>今年度、ジャニーズ性加害問題が社会的に大きな関心を集めるなど、男性が男性ゆえに人権侵害される場面があることが認識され始めていると感じます。</p> <p>問5の設問をご協議いただく中で、男性ゆえの人権侵害を質問することも考えられます。</p>
4	5	「3 教師が授業中騒いだ子どもをなぐるなどの体罰を加えること」 ⇒状況が限定的過ぎて、想像が広がりにくいので、例えば… 「親、教師、指導者などの大人が、未成年者に対して、身体的あるいは精神的な暴力を加えること」などにしてはどうでしょうか？	人権教育・ 生徒指導課	<p>以下の理由から、次のとおり修正したいと考えます。</p> <p><修正後> 「教師が子どもをなぐるなどの体罰や人格を否定するような発言を行うこと」</p> <p>※理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3の選択肢は、学校現場での状況把握を想定して設定されたものであること。（「親」を追記した場合、4の選択肢と内容が一部重複してしまう） ・対象とすべき行為は、身体的なものに限らず、精神的なものも含まれること。

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 4 R6年度「人権問題に関する県民意識調査調査表」(案)

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
4	11	問17の選択肢から「在日外国人への地方参政権の付与」を削除する理由をご説明ください。	国際課	国の制度上の課題であり、人権問題として県で扱うことが困難であることや、政治的な思想を問う内容であることから、県の実施するアンケートの選択肢としては適当ではないと考えている。
4	12	問18-2で、4 ヘイトスピーチをされる側に問題があると思ったとの回答があるのは、どういう趣旨・経緯でしょうか。	国際課	本設問は、平成28年6月にいわゆるヘイトスピーチ対策法が施行されたことを受けて、令和元年度の県民意識調査から盛り込まれたものです。 ご指摘の選択肢は、令和4年に実施された国の世論調査の調査票を参考に設定したものであります。 趣旨としては、ヘイトスピーチに該当するようなインターネット上の書き込み等は、その内容を鵜呑みにした第三者によってSNS上などで拡散される状況があり、その書き込みを信じる回答者が選択する可能性があることなどを踏まえ、回答の選択肢の一つとしてしているところです。
4	12	問19は前回に質問項目を刷新して頂いたところではあるが、意識というより知識を問う内容であり、偏見差別の実態を測るには不十分である。現在、国において、令和5年3月に取りまとめられた「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」の提言を受けて、全国的な住民意識調査を行うための予備調査が行われており、その質問項目を参考にすることによって、より意識を問う内容としてはどうか。	健康推進課	令和4年度国の世論調査に基づき設問を定めています。より意識を問う調査の実施については、来年度、国が実施するハンセン病に係る偏見差別についての全国的な実態調査の実施状況の中で把握してまいります。
4	14	「大勢で一方向的に個人に対して批判的な書き込み（投稿）をするようなこと。」のような項目が必要かと思いません。 「～未成年者～」 ⇒ 成人に対しても「人権侵害」になると思うので、「未成年者」に限定しない方がよいのでは？	デジタル推進課	まず、項目追加についてのご質問ですが、現在、SNSを中心に誹謗中傷が深刻であり、2020年には多くの中傷投稿を苦に女子プロレスラーが自殺に至り、社会に大きな衝撃を与えました。他にも、事情を知らない他人が中傷することや、無関係の人が事実とは異なるデマによって中傷を受けるといった事案が後を絶ちません。 そのようなことも踏まえ、ご提案のとおり、項目を追加させていただければと思います。 委員からの項目案を基に、当課から次のとおり提案させていただきます。 ■新規項目について（※項目2と3の間に追加する） 一方向的に多くの人から個人に対して批判的な内容が書き込み（投稿）されること 次に、項目4中の「～未成年者～」に限定する必要がないのではないかとのことですが、ご指摘のとおり、未成年者のみに関わることはありませんので、次のとおり修正させていただきます。 ■項目4について (修正前) 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること (修正後) 捜査対象者の実名や顔写真が掲載されること

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 4 R6年度「人権問題に関する県民意識調査調査表」(案)

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
4	15	「LGBT」 ⇒ 「LGBTQ」がよいのでは？	人権・男女 共同参画課	<p>・性的少数者をより適切にとらえるためには、ご提案のとおり「LGBTQ」の表記とすることが適切と存じます。ご指摘のとおり修正させていただきたい。</p> <p><参考> レズビアン (Lesbian) 女性を好きになる女性。女性同性愛者。 ゲイ (Gay) 男性を好きになる男性。男性同性愛者。 バイセクシュアル (Bisexual) 好きになる相手が女性の場合も男性の場合もある人。両性愛者。 トランスジェンダー (Transgender) 身体の性(出生時に割り当てられた性)とジェンダーアイデンティティ(性自認)が一致せず、性別に違和感を持つ人。 クェスチョニング (Questioning) 自分の性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性自認)などが定まっていない、明確にできない、明確にしたくない人。 クィア (Queer) 元々は「奇妙な、独特の、風変わりな」という意味の言葉ですが、近年では肯定的に性的マイノリティを示す総称として用いられています。</p>
4	16	問26が全面削除となっていますが、設問の主旨が被災者の人権に関することであり、R1年度調査以降も大きな災害が毎年のように起き、その都度、人権にかかわる問題が発生していることを考慮して、問26は「東日本」という枠をはずしてでも残した方がよいのではないかと考えますが、担当部局のお考えをお聞かせください。	人権・男女 共同参画課	<p>ご指摘のとおり、災害等における人権問題については、引き続きの課題であるため、問26を下記の通り修正させていただきたい。</p> <p><修正案> (質問項目) あなたは、災害等で被災者にどのような人権問題が起きている(起きていた)と思いますか。あなたが、見たり、聞いたり、体験したりしたことを次の中からあげてください。(✓はいくつでも)</p> <p>(質問内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 1 避難生活でプライバシーが守られない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる</p> <p><input type="checkbox"/> 3 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる</p> <p><input type="checkbox"/> 4 避難生活でトイレ、風呂などの衛生環境が悪化する</p> <p><input type="checkbox"/> 5 デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる</p> <p><input type="checkbox"/> 6 要配慮者(障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等)に対して、十分な配慮が行き届かない</p> <p><input type="checkbox"/> 7 支援や被災状況などの必要な支援や情報が行き届かない</p> <p><input type="checkbox"/> 8 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない</p> <p><input type="checkbox"/> 9 その他(具体的に:)</p> <p><input type="checkbox"/> 10 特にない</p> <p><input type="checkbox"/> 11 わからない</p>

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 4 R6年度「人権問題に関する県民意識調査調査表」(案)

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
4	16	問26 セクシュアル・ハラスメント、問27 様々なハラスメントと回答項目についてハラスメントが2つに分類されていますが、セクシュアル・ハラスメントだけを取り出している理由ありますか。	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・国の世論調査において、ご自身の「人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか」の質問の選択肢として、「職場での嫌がらせ」の場合とは別に「セクシュアル・ハラスメント」が掲げられています。 ・なお、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、岡山労働局における「セクシュアルハラスメント等に係る相談件数」では、令和4年度では「セクシャルハラスメント」が最も多く89件、また、「妊娠・出産等ハラスメント・不利益取扱い」に関する相談が73件及び「育児休業等ハラスメント・不利益取扱い」79件となっており、いずれの相談件数についても平成29年度以降、概ね減少傾向を示していたが、令和4年度では増加に転じました。
4	18	「あなたの性別」を問う理由を教えてください。	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・性別を問う理由については、様々な人権課題について、性別による意識の差があるかどうかを把握するためです。 ・令和元年度の調査結果から性別により10ポイント以上差のある回答を参考にお示しします。 <p><参考></p> <p>【令和元年度人権問題に関する県民意識調査の結果について（報告書本編参照）】 （当課ホームページ「岡山県人権政策審議会」の項目中に掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○性別回答欄は、男性、女性、その他（体と心の性別に違和感がある人等）の3区分。 （男性619人、女性844人、その他50人、計1,513人が回答） ○問5「第4次岡山県人権政策推進指針」に掲げている次の人権課題について、あなたは現在、どのような課題が重要だと思いますか」の質問に、「『女性』と回答した割合は女性（36.6%）が男性（26.5%）を10.1ポイント、『多様な性（体と心の性別に違和感がある人・性的指向）』は女性（26.1%）が男性（15.8%）を10.3ポイント上回っている」。 ○問7「あなたは、女性に関する事柄で、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。あなたが、見たり、聞いたり、体験したりしたことを次の中からあげてください」の質問に、「『男女の固定的な役割分担意識による差別的取扱い』は女性（41.9%）が男性（31.7%）を10.2ポイント上回っている」。 ○問8「女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか」の質問に、「『男女がともに、働きながら、家事、育児及び介護などを両立できる環境の整備』と回答した者は、女性（76.2%）が男性（64.1%）を12.1ポイント上回っている」。 ○問15-2「同和問題の解決のためには、どのようなことが必要だと思いますか」の質問に、「『えせ同和行為を排除する』は男性（33.3%）が女性（19.2%）を14.1ポイント上回っている」。 ○問18「あなたは、ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか」の質問に、「『知っている』は男性（53.3%）が女性（35.4%）を17.9ポイント上回っている」。 ○問18-1「あなたは、そのようなデモ等をどのようにして知りましたか」の質問に、「『デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある』は男性（32.7%）が女性（18.7%）を14.0ポイント上回っている」。 ○問18-2「あなたは、そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか」の質問に、「『ヘイトスピーチをされる側に問題があると思った』は男性（19.7%）が女性（7.4%）を12.3ポイント上回っている」。

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

資料 No. 4 R6年度「人権問題に関する県民意識調査調査表」(案)

資料 番号	頁	質 問	担当課	回 答
4		<p>令和6年度県民意識調査において「最近」を加えられておりますが、どのような理由からでしょうか。 現在よりも少し前の時期を指すかと思いますが、どれぐらいの期間を想定されているでしょうか。</p>	人権・男女 共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回調査では「現在」での認識について調査をしましたが、今回の調査は、直接ご自身が見たり、聞いたり、体験したことについて調査をすることとしたため、体験されたことを問うのであれば「現在」より「最近」の方がよりイメージしやすいと考えたからです。 ・ なお、「最近」の期間については、特に具体的な期間は定めていませんが、おおむね現在から1年程度前を想定しています。

第55回岡山県人権政策審議会 事前質問

その他

資料番号	頁	委員	質 問	担当課	回 答
				人権・男女 共同参画課	<p>行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行するよう、様々な人権課題について計画的に研修を実施し、資質の向上に一層努めております。</p> <p>人権教育の内容と頻度は次のとおりです。【令和4年度】</p> <p>○階層別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修 1回 184名 ・主任級昇任者研修 1回 167名 ・課長級昇任者研修 1回 130名 ・幹部職員研修 11回 281名 <p>○全職員対象研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地研修 <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病療養所研修（保健福祉課と共催） 1回 23名 渋染一揆（現地）研修 1回 17名 ・人権啓発研修会（講演） 1回 61名 ・じんけんラボ（オンライン上の研修：LGBT） 1回 15名 <p>○相談機関への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談機関相談員研修会 1回 71名
		田村委員	<p>資料を拝読しながら思ったことですが・・・（業種に関わらず必要ではあるが）教育機関や行政機関の人権教育の内容や頻度を教えていただきたい。市民に求める側の理解が必ずしも正しいとは限らないという背景が見えるのであれば、教育を強化など対策が必要になってくる。</p>	人権教育・ 生徒指導課	<p>人権教育の基本的な考え方や各人権課題に対する取組等をまとめた「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現のため、人権に関する知的理解を深めるなど、学校教育と社会教育との連携を図りながら幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を総合的に推進しております。</p> <p>学校においては、人権教育全体構想図や年間指導計画を作成し、学校の教育活動全般にわたり人権教育を実施しております。また、研修については、教職員の資質向上や教育庁等職員の人権意識の高揚等を目的として実施しております。主なものは次のとおり。</p> <p>○教育庁等職員向け</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育研修（年1回） <p>○教職員向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修・新規採用研修（年1回） ・中堅教諭等資質向上研修（年1回） ・新任副校長・教頭研修（年1回） ・人権教育担当者研修（年5回） ・児童虐待対応研修（年3回） ・SOSの出し方に関する教育に係る研修講座（年2回） ・心理検査活用リーダー研修講座（年1回） ・県立学校訪問研修（年間約14校） <p>○市町村教育委員会向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育担当者等連絡会（年2回） ・人権教育担当指導主事等連絡会（年1回） <p>○PTA向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA指導者人権教育研修会（年3回） ・高等学校PTA指導者研修会（年1回） ・特別支援学校PTA指導者研修会（年1回） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発指導者講座Ⅰ（年4回） ・人権教育・啓発指導者講座Ⅱ（年1回）